

資料 2-3

吉川座長の御意見（金子座長代理の御意見に関するコメント）

○結論

これまでの国内のリスク評価では、BSE 対策の実効性等をほぼ明らかにすることができます、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、食肉・内臓のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則が主体で、一部、リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従つて、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また輸出の上乗せ条件の遵守についても、守られることを前提に評価しなければならなかった。

コメント：「評価を余儀なくされた」も、「評価しなければならなかった」も意味合いはかわりませんが、余儀なくされたと言うと、何か強制されてやったという印象を受けませんか？

以上の点を踏まえると、米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性を問われれば、現時点では、科学的には不明であると言わざるを得ない。他方、輸出プログラムの条件（全頭からの S R M 除去、20 ヶ月齢以下の牛）等が遵守される場合を仮定すれば、月齢判定による上限を超えない範囲では、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。これらの前提の確認は、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる点を考慮する必要がある。

コメント：この段落が、リスク管理機関の責任回避に使われることをさけるためであるなら、諮問の意味が科学的同等性を問うものであれば、現時点では不明であると言わざるを得ないということになるという回答でいいと思います。他方分析結果は分析結果ですから、これはただし書きで書くよりは、他方で書き出す方が適切かと思います。

上記のことを考慮した上でリスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、仮定を前提に評価したものとして、管理機関から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、管理機関は国民に報告する義務を負うものと考える。

コメント：今回の諮問ではじめから問題になった評価者と管理者の責任について述べておいた方がよいと思い付け足しました。